

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成29年 4月27日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 雑がみ回収袋作製業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290007 |
| (3) 物品委託役務内容 | 受注者がデザインするイラストを掲載した「雑がみ回収袋」の作製 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成29年 7月 7日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 廃棄物対策課 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（成果物の製造） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板＞一般印刷
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成29年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年4月27日～ 平成29年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成29年4月27日～ 平成29年5月9日 (午後5時15分～午前8時30分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 廃棄物対策課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0926 / ファックス番号 082-426-3115 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成29年5月12日～ 平成29年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成29年5月18日～ 平成29年5月19日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成29年5月22日 午前10時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

仕 様 書

1 件名 雑がみ回収袋作製業務

2 業務の概要

家庭における雑がみの資源回収の促進を図るため、分別しやすいよう、家庭のごみ箱等の身近な場所へ設置する「雑がみ回収袋」を作製する。

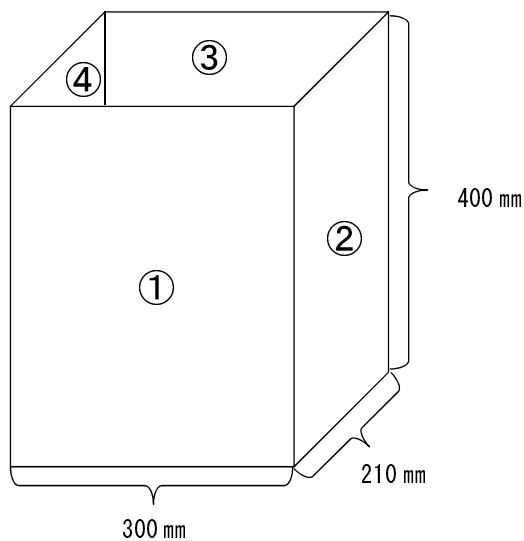
当該雑がみ回収袋には、雑がみ収集日程や紙リサイクルのしくみ等の情報及び受注者がデザインするイラストを掲載する。

3 成果物

(1) 雑がみ回収袋

(ア) 数量 30,000部

(イ) 規格等



正面



底面

(ウ) 印刷 片面 (3 成果物(1) (イ) ①~④外側) 特色1色 (発注者より受注者へ提供する見本データの緑色を基本とした濃淡色)

(エ) 紙質 晒シクラフト紙 100 g/m²以上

(オ) 雑がみを入れる袋としての耐久性を有すること。(雑がみとは、菓子箱、包装紙、紙袋などを指し、雑がみを入れた場合、1部あたり4~5kg程度の重量となる。)

(2) データ

納入時に発注者へ納入品作成にかかる成果物 (受注者が雑がみ回収袋印刷に使用した汎用性のあるイラストカット等の素材データ) を提供すること。

4 編集

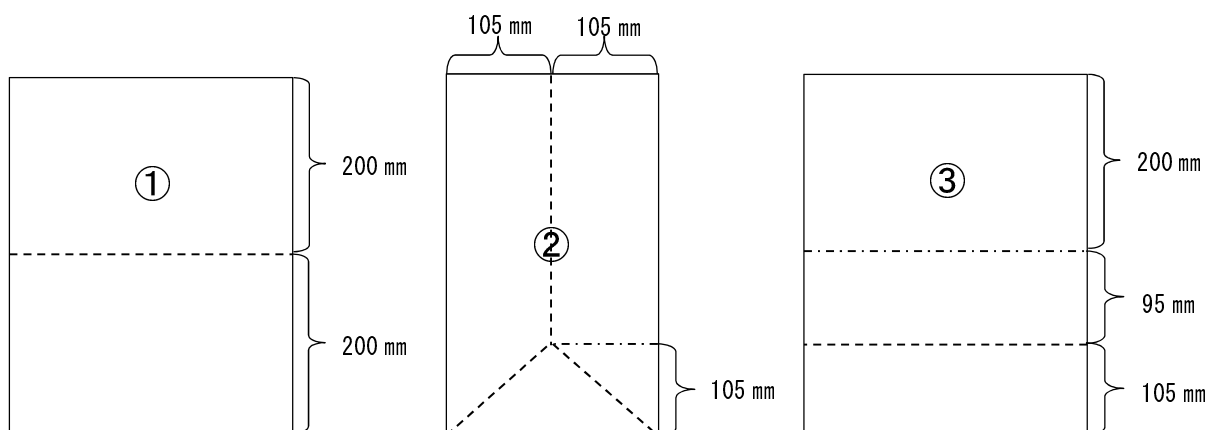
- (1) 袋のイラストは別紙を完成イメージ見本とし、受注者の創意工夫を加えた納入物全体のデザイン案を作成すること。
- (2) 文字・見本デザインのデータ (pdf データ等) をUSBメモリ等に格納し、契約締結後に発注者から受注者へ提供する。
- (3) 「3 成果物(1)(イ)」の図面の各番号の外面へ、別紙の同じ番号のイラストを見本とし、受注者がデザイン、レイアウトしたイラストを印刷すること。ただし、イラストの番号は印刷しない。
- (4) 別紙①と③のイラスト右上の「ロゴ」の部分へは、契約締結後、廃棄物対策課より提供するUSBメモリ等のロゴを挿入すること。
- (5) 別紙の文字データの内容はすべて指示した番号の外面に印刷すること。文字データの内容は発注者が提供する見本のとおりにすること。
- (6) 書体は、Microsoft Word (Office2010) で対応可能な範囲内とすること。
- (7) 漢字にはふりがなを振ること。
- (8) 原稿見本と現物見本は閲覧期間内に閲覧に供する。

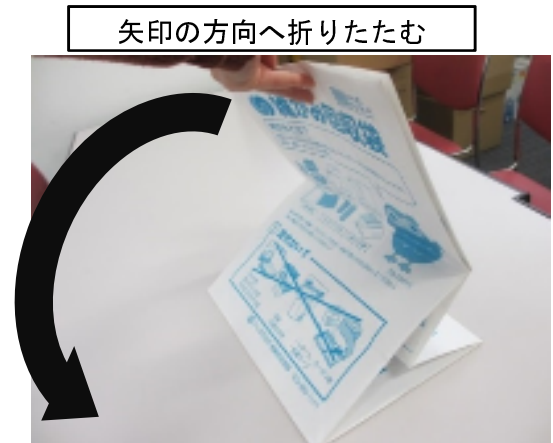
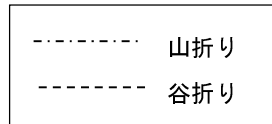
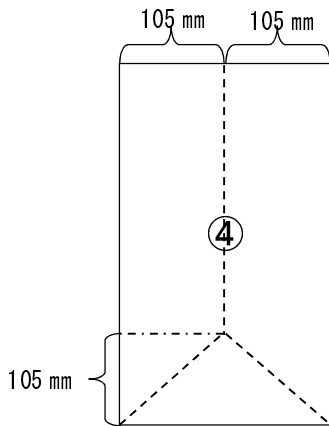
5 校正及び中間検査

- (1) 校正2回まで (初校、再校ともに簡易色校を発注者へ提出する。)
- (2) 中間検査1回 (印刷後、6 納品方法(1)の方法で折りたたんだ納入物の見本を発注者へ提示する。)

6 納品方法

- (1) 図のように折り、ダンボール箱へ梱包し、納品すること。(下図の番号は「3 成果物(1)(イ) ①~④」の外側を示す。)





(2) 折りたたんだ雑がみ回収袋は、次表の番号ごとにダンボール箱に梱包すること。

各番号の梱包部数を複数のダンボール箱に分けてもよい。

ダンボール箱には次表の表記名を側面に明示すること。

各小学校の児童数を含んだ各番号の梱包部数は、6月1日以降に廃棄物対策課より連絡する。

番号	表記名	梱包部数	番号	表記名	梱包部数
1	西条小学校	左記小学校の児童数+10部	23	下黒瀬小学校	左記小学校の児童数+10部
2	寺西小学校	左記小学校の児童数+10部	24	竹仁小学校	左記小学校の児童数+10部
3	郷田小学校	左記小学校の児童数+10部	25	久芳小学校	左記小学校の児童数+10部
4	板城小学校	左記小学校の児童数+10部	26	豊栄小学校	左記小学校の児童数+10部
5	三永小学校	左記小学校の児童数+10部	27	河内小学校	左記小学校の児童数+10部
6	川上小学校	左記小学校の児童数+10部	28	河内西小学校	左記小学校の児童数+10部
7	原小学校	左記小学校の児童数+10部	29	入野小学校	左記小学校の児童数+10部
8	吉川小学校	左記小学校の児童数+10部	30	木谷小学校	左記小学校の児童数+10部
9	西志和小学校	左記小学校の児童数+10部	31	三津小学校	左記小学校の児童数+10部
10	志和堀小学校	左記小学校の児童数+10部	32	風早小学校	左記小学校の児童数+10部
11	東志和小学校	左記小学校の児童数+10部	33	八本松小学校	左記小学校の児童数+10部
12	小谷小学校	左記小学校の児童数+10部	34	上黒瀬小学校	左記小学校の児童数+10部
13	高屋東小学校	左記小学校の児童数+10部	35	中黒瀬小学校	左記小学校の児童数+10部
14	高屋西小学校	左記小学校の児童数+10部	36	黒瀬支所	500部
15	造賀小学校	左記小学校の児童数+10部	37	福富支所	500部
16	東西条小学校	左記小学校の児童数+10部	38	豊栄支所	500部
17	平岩小学校	左記小学校の児童数+10部	39	河内支所	500部
18	御菌宇小学校	左記小学校の児童数+10部	40	安芸津支所	500部
19	高美が丘小学校	左記小学校の児童数+10部	41	高屋出張所	500部
20	三ツ城小学校	左記小学校の児童数+10部	42	八本松出張所	500部
21	板城西小学校	左記小学校の児童数+10部	43	志和出張所	500部
22	乃美尾小学校	左記小学校の児童数+10部	44	廃棄物対策課	残数

7 納品場所
廃棄物対策課

8 納入期限
平成29年7月7日(金)
納入日は契約締結後に発注者と協議すること。

9 成果物の権利等について

- (1) 納品された挿入イラスト（発注者が別紙に示す各面に、受注者において任意に挿入したイラスト）を含む成果物に係る著作権、特許権その他一切の権利は、発注者に移転するものとする。
- (2) 受注者は、本業務にあたり受注者以外の者が著作権又は出版権を有するデザイン、イラスト、写真等を使用する場合は、その使用（成果物への使用のほか、発注者の二次利用（発注者が発行する他の印刷物の製作、発注者のホームページ等への掲載等をいう。）も含む。）に関する使用許諾を得るなど、発注者と当該デザイン、イラスト、写真等の著作権又は出版権を有する者との間で紛争が生じないための一切の措置を受注者の責任により講じるものとする。現に紛争が生じた際も、同様とする。

10 その他

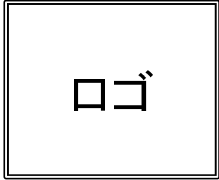
- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとする。
- (2) 仕様書に定めていない事項については、発注者と受注者が随時協議し、双方の合意（契約金額の変更の有無を含む。）を得て行うこととする。

11 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市生活環境部廃棄物対策課環境活動推進係

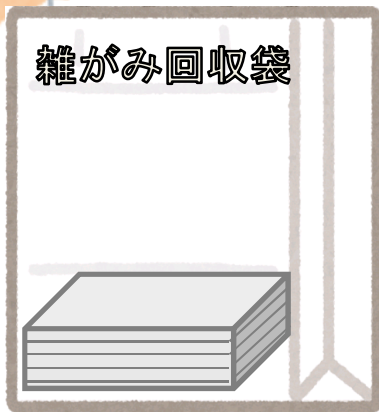
電話（082）420-0926（直通） ファックス（082）426-3115

雑がみ回収袋



雑がみってなに？

紙でできた箱・袋、包装紙など、リサイクルできる紙を「雑がみ」といいます。
(新聞・雑誌・ダンボールは除く)



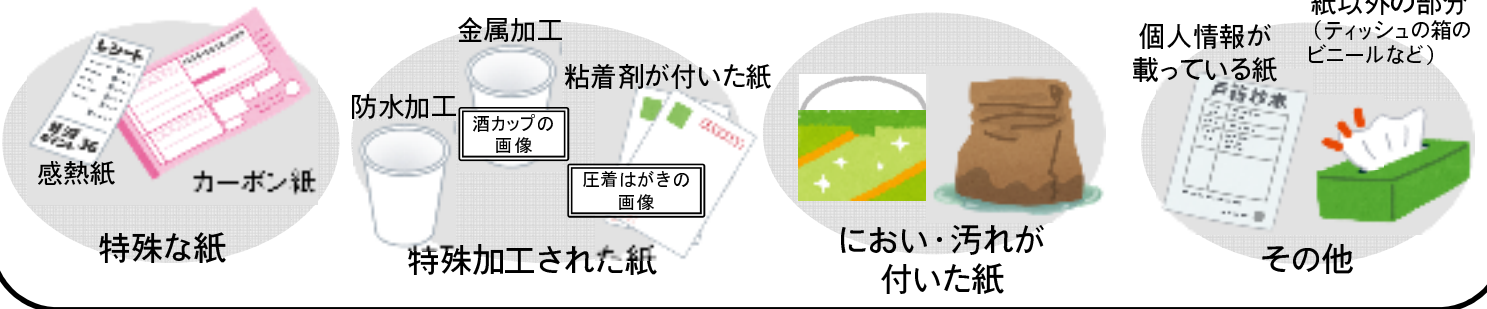
集めてみよう!

紙以外の部分は取り除き、箱状のものは、開いて入れよう。
A4サイズのもの平積みできるよ。



分別して集めた雑がみは
どうなるのだろう??

こんなものは「雑がみ」にならないよ! 燃やせるごみで出そう!



出し方ポイント

1 身近なところに「雑がみ回収袋」を置こう

雑がみ回収袋を、ごみ箱や机の横など、出しやすいところに置いてみましょう。
この「雑がみ回収袋」がなくなったら、自宅にある紙袋を雑がみ回収袋として利用できます。



2 迷ったら燃やせるごみへ

雑がみ回収自体が嫌にならないように、「雑がみかなあ？」と迷ったら燃やせるごみへ！
わかるものから無理せず気楽に取り組んでください。

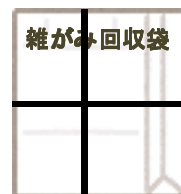
～雑がみの見分け方～

- ・感熱紙・・・紙をこすって、黒くなったら感熱紙。
- ・ビニール加工された紙・・・ゆっくり紙を破ると、破れ目にビニールが見えます。
これらのものは、燃やせるごみで捨てましょう。



3 雑がみがたまったら、開封口を閉じよう

雑がみ回収袋ごと紐で縛りましょう。ビニール紐を使用することができます。
自宅にある紙袋を雑がみ回収として使用した場合にも、同様に縛って出しましょう。



4 雑がみを出そう

集めた雑がみは、次のところへ出しましょう。

1. ごみステーション（事業系ごみ指定袋（赤色・青色の袋）を出すステーションは除く）

普段利用しているごみステーションの「雑誌・ダンボール」の収集日に、雑がみを出すことができます。
ごみステーションへ出す場合は、雑誌と雑がみを一緒に縛って出すことができます。

収集日程表
はこちら！

2. 資源回収

自治会、PTA、子ども会などで実施している資源回収に出すことができます。
資源回収業者によっては、雑がみの引き取りができない場合がありますので、あらかじめ資源回収業者に確認してください。

3. スーパーやリサイクル業者などによる回収

店舗や店頭で雑がみを回収しているスーパー、リサイクル業者があります。アパート・マンションにお住まいの方で、事業系ごみ指定袋を使用されている方についても、回収店舗一覧表を参考に、利用してみてください。

回収店舗一覧表

店舗名	所在地	店舗名	所在地

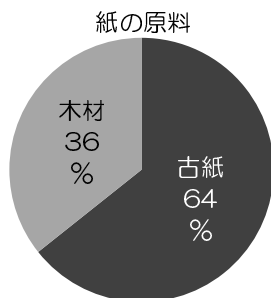
② なぜ紙を分別するの？

紙を種類ごとに分別すれば、紙をリサイクルすることができます。リサイクルとは、一度原料に戻して、再び製品を作ることです。

紙をリサイクルすると・・・

- 燃やさないで二酸化炭素が削減できて、地球温暖の防止につながるよ。
- 紙を作るときに古紙を使えば、新しく切る木の量が少なくてすむから、森林の保全につながるよ。
- ごみが減るので、ごみ処理施設や最終処分場の負担の軽減につながるよ。

みんなで集めた古紙は、約64%が紙の原料として使われているよ。



(公財) 古紙再生促進センター 日本の紙リサイクル「回収率と利用率の推移」より作成

このようにリサイクルされているよ！



(公財) 古紙再生促進センター 紙のリサイクルより作成

分別すると身近にもいいことが・・・

- ごみ袋に入れる量が減るから、ごみ袋代を削減できるよ。
- PTAやスポーツ少年団などで集めて出せば、活動費がもらえるよ。
- 店舗や店頭で雑がみを回収しているスーパー、リサイクル業者の中には、ポイントが付き商品券などに替わるところがあるよ。

よくある質問

④



雑がみを出すときに、紙以外のものが付いたら、どの程度取り外せばいいの？

紙袋の取っ手、窓あき封筒のビニールの部分などは取り外しましょう。ホッチキスは取り外さなくてもよいです。



雑がみは、紙製のひもではなく、ビニールひもで縛ってもいいの？

ビニール製のひもを使用することができます。



マークが付いている紙は、全部雑がみとして出せるの？

マークが付いていても、特殊加工された紙など雑がみとして出せないものがあります。ホームページに掲載している雑がみ分別表などを確認して、出すことができるか確認してください。

ごみステーション雑がみ収集日程表

西条町 寺家	9/14	八本松町 宗吉	9/11
西条本町	9/15	八本松西(1丁目、4~7丁目)	9/14
朝日町		八本松南	
御条町		東	
昭和町		西(2,3丁目)	
岡町	9/16	八本松町 原吉川	9/16
西本町		山陽本線南側の飯田	
東北町		八本松飯田	
西条町 西条東	9/16	八本松町 篠	9/11
西条末広町		正力	
上市町		米満	
大坪町		山陽本線北側の飯田	
吉行東	9/16	志和町 全域	9/11
土与丸中央		下見	
西条町 西条	9/16	黒瀬町 兼広	9/14
助実		切田	
吉行		市飯田	
土与丸		上保田	
下見		菅田	
御園宇		川角	
田口		兼沢	
郷曾		津江	
馬木		黒瀬学園台	
森近		桜が丘1丁目	
福本	切田が丘		
上三永	9/16	黒瀬町 檜原北	9/16
下三永		檜原東	
大沢	檜原西		
鏡山北	9/15	春日野	9/19
西大沢		松ヶ丘	
鏡山		黒瀬町 檜原	
三永	9/15	黒瀬町 国近	9/13
高屋町 高屋東		小多田	
重兼		宗近柳国	
小谷		南方	
白市	9/16	乃美尾	9/12
貞重		大多田	
高屋堀	丸山		
造賀	9/16	河内町 上河内	9/19
高屋町 中島		下河内	
郷	河内町 戸野		
溝口	宇山		
宮領	河戸		
大島	小田		
檜山	入野		
稲木	9/12	入野中山台	9/26
杵原		豊栄町 乃美	
高屋高美が丘	別府		
福富町 全域	8/26	能良	9/13
	9/30	安宿	
安芸津町 三津	9/5	豊栄町 清武	9/27
		木谷	
安芸津町 風早	9/6	清武西	9/27
大田		吉原	
小松原			